

建築訴訟委員会答申項目(案)

第1 はじめに

第2 建築界と法曹界の更なる連携強化に向けて

1 建築関係訴訟委員会設置の背景

(1) 建築紛争事件の処理状況

(2) 建築紛争事件の特質及び紛争解決のために専門家の協力を得ることの必要性

- 専門的知見が必要な事件であること、これまでシステムティックに専門的知見を取り込む態勢が確立されていなかったこと 等

2 建築関係訴訟委員会の設置とその活動

(1) 委員会の設置

- 上記の問題意識を背景とした、平成11年夏からの建築学会との意見交換(鑑定人等推薦も含む)と当委員会の設置

(2) 委員会の活動

- 審議状況
- 委員会を通じた鑑定人推薦依頼の実績

3 建築界と法曹界の更なる連携強化に向けて

(1) これまでの建築界の取組み

(2) これまでの裁判所側の取組み

(3) これまでの両者の共同の取組み

(4) 当委員会設置の意義及び今後の法曹界と建築界との連携強化の必要性

第3 建築紛争事件の現状と課題

- 1 データから見た建築紛争事件の現状
- 2 建築紛争事件の処理における主な検討課題

(1) 建築に関する専門的知見を一層円滑に導入するために考慮すべき事項

ア 鑑定による場合

- (ア) 前提となる事項
 - 争点が適切に整理されていること
 - 整理された争点その他の必要な情報が、鑑定人候補者を推薦する建築界側に適切に提供され、鑑定人推薦手続において、そうした情報が考慮されること
- (イ) 専門分野を意識した鑑定人の推薦依頼
 - 裁判で問題となる事項と建築分野における専門分野の分類の関係について
 - 裁判で問題となる事項と学術上の専門分野の分類の関係を整理する意義
- (ウ) その他

イ その他の方法による場合

- 専門家調停委員の推薦依頼に際しても建築界側への情報提供が大切なこと。専門委員の指定に際しても同様であること。

(2) 調査審議中に指摘のあった事項について

- 建築基準法令の実体規定と契約法上の瑕疵との関係
- 建築物の瑕疵による損害額の算定方法
- 調査審議における主なやりとりと方向性

(3) 建築紛争の原因と紛争解決・予防のための方策等

- 契約書のあり方等

第4 最後に

- 課題の総括（広報，P R等）
- 建築界と法曹界の連携の重要性の確認